

船舶事故調査報告書

平成23年1月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月14日 03時17分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町横島西方沖 高茂埼灯台から真方位281° 6.5海里付近 (概位 北緯32° 55.7′ 東経132° 21.0′)
事故調査の経過	平成22年10月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十八太宝丸、19トン OT2-2250（漁船登録番号）、個人所有 18.84m (Lr) × 4.36m × 2.05m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和59年4月3日 B 漁船 大宝丸、4.98トン EH3-22612（漁船登録番号）、個人所有 10.33m (Lr) × 2.75m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和55年8月1日
乗組員等に関する情報	A 甲板員 男性 27歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年10月6日 免許証交付日 平成22年10月6日 (平成27年10月6日まで有効) B 船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年4月28日 免許証交付日 平成20年5月20日 (平成25年5月20日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 船首バルバスバウ脱落
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、高知県大月町泊浦に向けて航行中、平成22年10月14日03時00分ごろ、甲板員Aが単独の船橋当直につき、針路約101°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約9.0ノット（kn）で豊後水道を東進した。 甲板員Aは、横島西方沖を航行中、右舷前方で操業していた漁船群の灯火に気を取られ、左舷前方の見張りを行っていなかったため、左舷船首方

	<p>から接近するB船に気付かずに航行した。</p> <p>甲板員Aは、左舷船首至近にB船の緑灯（右舷灯）を視認し、直ちに右舵一杯をとって微速力前進に減速したが、03時17分ごろA船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、13日16時30分ごろ愛南町長崎漁港を発し、横島西方沖の漁場で底びき網漁の操業を開始した。</p> <p>船長Bは、14日03時12分ごろ、針路約204°及び対地速力約2.0knでえい網中、レーダーで右舷前方にA船を探知し、A船の白、紅2灯を視認した。</p> <p>船長Bは、いつもは他船の方が操業中のB船を避けてくれたことから、A船がB船の船首方を通過するものと思って操舵室内の掃除を始め、A船に対する見張りを行わず、同じ針路及び速力でえい網中、右舷船首至近にA船の灯火を視認し、直ちにクラッチを中立にしたが、A船と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、レーダーを作動させていたが、視界が良好であったことから、レーダーによる見張りを行っていなかった。</p> <p>B船の漁具は、ワイヤーロープ約300mとロープ約150mとをつないで引き索とし、ロープの先端にチェーン約15m及び長さ約30mの漁網を連結しており、漁具の全長は約495mであった。</p> <p>B船は、トロールにより漁ろうをしている船舶が掲げる緑色全周灯及び白色全周灯のほか両舷灯を表示し、船体後部に作業灯2個を点灯していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、横島西方沖を東進中、甲板員Aが、右舷前方で操業中の漁船群の灯火に意識を集中し、左舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、左舷前方で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横島西方沖でトロールにより漁ろうに従事中、船長Bが、右舷前方にA船を視認した際、いつもは他船の方が操業中のB船を避けてくれたことから、A船がB船を避けてくれるものと思込み、操舵室内の掃除を始めてA船に対する適切な見張りを行わず、同じ針路及び速力でえい網を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、横島西方沖において、A船が東進中、B船がトロールにより漁ろうに従事中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	